

## 7 健康

### ●教室・相談

#### 【乳幼児相談】

事業の内容	身体測定、発育・発達確認、育児相談
会場	ゆめプラザ・那須
持参品	母子手帳
問合せ先	こども未来課 母子健康係（71-1137）

#### 【乳幼児発達相談】

事業の内容	乳幼児の心理・言語・運動の個別相談
会場	ゆめプラザ・那須
問合せ先	こども未来課 母子健康係（71-1137）

#### 【親子ふれあい教室】

対象となる方	ひよっこ教室：1歳6か月児から3歳未満児とその保護者 ちびっこ教室：3歳児から6歳未満児とその保護者
事業の内容	児の発達過程を知り、家庭でも楽しみながら取り組める親子運動遊び
会場	ゆめプラザ・那須
問合せ先	こども未来課 母子健康係（71-1137）

#### 【離乳食講座】

対象となる方	乳児から2歳未満児の保護者
事業の内容	乳幼児期の離乳食の困り感の解消と食育となる講話と調理実習
実施場所	ゆめプラザ・那須
問合せ先	こども未来課 母子健康係（71-1137）

#### 【ペアレント・プログラム講座】

対象となる方	町内の未就学児・小学生の保護者
事業の内容	子育てのコツを学び、子育てに自信をつける。子育ての仲間づくり。
実施場所	ゆめプラザ・那須
問合せ先	こども未来課 母子健康係（71-1137）

## ●助成制度

### 【妊産婦医療費助成制度】

対象となる方	本町に住民登録がある母子手帳の交付を受けた妊産婦
助成の受給期間	妊娠の届出を受理された月の初日から、出産（流産・死産を含む）した月の翌月の末日までとなります。ただし、既に母子手帳の交付を受けていて、その後、那須町に転入された場合は、転入した日から那須町で助成を受けることができます。
助成の内容	栃木県内で受診する場合は、町で交付する「妊産婦医療費受給資格者証」と健康保険の資格確認書及びマイナ保険証等を医療機関等の窓口で提示すれば、保険診療の一部負担金を支払わずに受診できます。県外の医療機関等で一部負担金を支払った場合は、妊産婦医療費助成申請書に領収書を添付して提出してください。
新規登録の手続き	次のものを持参のうえ、子育て支援センター、住民生活課又は各支所で手続きをしてください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠届出書又は母子手帳</li> <li>・健康保険の資格確認書等、通帳</li> </ul>
問合せ先	住民生活課医療保険係（72-6909）

### 【出産育児一時金】

支給要件	①出産の日に国民健康保険被保険者の資格があること。 ② 妊娠 85 日以上の出産（死産・流産を含む）であること。 ③ 出生児 1 人につき 1 出産となります。 ※健康保険法の規定により、以前加入していた健康保険より支給を受ける場合は支給されません。
助成の内容	国民健康保険の被保険者が出産したときに、50万円を上限に支給されます。なお、産科医療補償制度に加入していない医療機関等で出産した場合は、48万8千円の支給となります。
直接支払制度について	出産育児一時金をかかった出産費用に充てることのできるよう、原則として国民健康保険から出産育児一時金が病院などに直接支払われる仕組みになっています。 【直接支払いを望まれない場合】 出産後に国民健康保険から受け取る方法をご利用いただくことも可能です。
問合せ先	住民生活課医療保険係（72-6909）

### 【こども医療費助成制度】

対象年齢	満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで
助成の内容	医療保険が適用となる保険診療の自己負担分を助成します。
助成の方法	栃木県内で受診する場合は、町で交付する「こども医療費受給資格証」と健康保険の資格確認書等を医療機関等の窓口で提示すれば、保険診療の一部負担金を支払わずに受診できます。県外の医療機関等で一部負担金を支払った場合は、こども医療費助成申請書に領収書を添付して提出してください。
新規登録の手続き	出生や転入により新規に登録する場合は、こどもの健康保険の資格確認書等とこどもを監護する方の通帳を持参のうえ、住民生活課又は各支所で手続きをしてください。
問合せ先	住民生活課医療保険係（72-6909）

### 【乳幼児おむつ等購入助成券事業】

対象となる方	本町に住民登録があり、出生から 2 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある乳幼児の保護者
助成の内容	子育てに必要な乳幼児用おむつ及びその関連商品を購入する費用の一部を助成 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出生時 : 4 万円相当 (1,000 円券×40 枚)</li> <li>・ 1 歳 : 5 万円相当 (1,000 円券×50 枚)</li> <li>・ 2 歳 : 3 万円相当 (1,000 円券×30 枚)</li> </ul> ※おむつ券は 10 枚つづりになっています。
購入対象商品	紙おむつ、布おむつ（布おむつ等を作成する際の生地と糸も購入可能です）、おむつカバー、おむつライナー、おしりふき、粉ミルク、液体ミルク、ベビーフード（離乳食）
問合せ先	こども未来課母子健康係（71-1137）

### 【新生児聴覚検査費助成事業】

対象となる方	本町に住民登録がある新生児
助成の内容	新生児聴覚検査（初回及び確認検査）の費用を助成します。 助成額は、新生児一人あたり 5,000 円を上限とします。
問合せ先	こども未来課 母子健康係（71-1137）

### 【1 か月児健康診査費助成事業】

対象となる方	本町に住民登録があるおおむね 1 か月の乳児
助成の内容	1 か月児健診にかかる費用を助成します。 助成額は、乳児一人あたり 5,000 円を上限とします。
問合せ先	こども未来課 母子健康係 (71-1137)

### 【妊産婦健康診査費助成事業】

対象となる方	本町に住民登録がある妊産婦
助成の内容	妊産婦に対して次の健康診査に要する費用を助成します。 ① 妊婦健康診査（妊婦に対して行う健康診査） 助成額：第 1 回 20,000 円 第 8 回 11,000 円 第 11 回 9,000 円 第 2～7、9～10、12～14 回 5,000 円 ② 産後健康診査（おおむね出産後 2 週間と 1 か月の産婦に行う健康診査） 助成額：5,000 円
問合せ先	こども未来課 母子健康係 (71-1137)

### 【産後ケア事業】

対象となる方	本町に住民登録がある、出産後 1 年未満の産婦と新生児及び乳児であって、次のいずれかに該当する方。ただし、医療機関等での医療行為が必要な方は利用できません。 ① 産後の身体機能の回復に不安を持ち、母体管理が必要な体調不良の方又は育児に不安があり、授乳、沐浴等の方法についての相談、助言指導等の支援が必要な方。 ② 親族等から支援を受けることができず、家事、育児等の日常生活等を行うことが困難な方。
事業の内容	① 産婦の身体的・心理的なケアや栄養・保健指導 ② 適切な授乳をするためのケア（母乳のケア） ③ 育児や生活上の相談・指導
事業の種類	① 宿泊型 医療機関等に宿泊してケアを受ける。 ② 通所型 医療機関等に日中滞在してケアを受ける。 ③ 訪問型 自宅でケアを受ける。
利用可能日数	1 回の出産につき 7 日以内
自己負担	① 生活保護世帯、町民税非課税世帯に属する者：自己負担なし ② ①以外の世帯に属する者：事業に係る費用の 2 割（※5 日まではさらに助成あり。詳細はお問合せください）
問合せ先	こども未来課 母子健康係 (71-1137)

### 【不妊治療費助成事業】

対象となる方	<p>法律上婚姻をしていて、次のすべてに該当する夫婦。</p> <p>① 不妊治療が必要であると医師に診断され、治療を受けた方。</p> <p>② 交付申請する1年以上前から、那須町に住民登録をしていること。</p> <p>③ 医療保険法における被保険者又は被扶養者であること。</p> <p>④ 町税を滞納していないこと。</p>
助成の内容	<p>保険診療適用外の不妊治療に係る費用が対象。</p> <p>① 助成の額：1年度に支払った不妊治療に係る費用の2分の1の額（上限20万円）。</p> <p>② 助成回数：1年度1回とし、通算5回まで助成。</p>
問合せ先	こども未来課 母子健康係（71-1137）

### 【不妊治療（コウノトリ）休暇奨励支援事業】

対象となる方	<p>【不妊治療者】</p> <p>① 法律上の婚姻をしており、医師による不妊治療を受けている方。</p> <p>② 申請する1年以上前から那須町に住所を有している方。</p> <p>③ 2か月を超えて雇用され、週30時間以上就労しており厚生年金保険に加入している方。</p> <p>④ 町税を滞納していないこと。</p> <p>【事業所】</p> <p>① 健康保険の適用を受けていること。</p> <p>② 不妊治療による休暇を取得している那須町在住の方を雇用していること。</p> <p>③ 法人住民税を完納していること。</p>
助成の内容	1日あたり1万円（上限15万円）
問合せ先	こども未来課 母子健康係（71-1137）

### 【すくすく出産・子育て応援給付金事業（妊婦のための支援給付）】

対象となる方	<p>① 妊婦（出産応援給付金）</p> <p>② 産婦（子育て応援給付金）</p> <p>※流産、死産、人工妊娠中絶した場合も対象となります</p>
助成の内容	<p>① 出産応援給付金：母子手帳交付時5万円。</p> <p>② 子育て応援給付金：胎児1人につき5万円</p>
助成の方法	母子手帳交付や赤ちゃん訪問等での保健師との面接時に、申請書を配布いたします。
問合せ先	こども未来課 母子健康係（71-1137）

### 【低所得の妊婦に対する初回産科受診料助成事業】

対象となる方	住民税非課税世帯又は同等の所得水準の妊婦
助成の内容	初回の産科受診料の一部または全部を助成（上限 1 万円）
助成の方法	下記の書類を添付して、初回産科受診日から 3 か月以内に申請書を提出する。 ①初回産科受診をした医療機関が発行する領収書及び診療明細書の原本 ②妊娠したことが分かる書類
問合せ先	こども未来課 母子健康係（71-1137）

### ●予防接種

事業の内容	乳幼児を対象とした定期予防接種や任意予防接種（おたふくかぜ、子どもインフルエンザ）、高齢者を対象とした高齢者インフルエンザ（65 歳以上）、定期肺炎球菌（65 歳以上）、新型コロナウイルスワクチン（65 歳以上）、任意肺炎球菌（65 歳以上）、成人を対象とした風しん、MR（麻しん・風しん混合）、帯状疱疹に係る費用の助成を行っています。 それぞれ、対象者の要件や補助額が異なりますので、事前にご相談ください。
問合せ先	保健福祉課健康づくり推進係（72-5858）

## ●健康診査

### 【成人の健康診査】

事業の内容	特定健康診査や基本健康診査、がん検診等が受けられます。 健診は、町内の各会場で実施される集団健診や、医療機関で受診する医療機関健診があります。
集団健診	【健診項目】 特定健康診査、基本健康診査、胃がん検診、肺がん検診、 大腸がん検診、前立腺がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診、 骨粗しょう症検診、肝炎ウイルス検診 【対象者・自己負担金】 健診項目により対象者や自己負担金が異なります。 ※特定健康診査と基本健康診査は無料です。
医療機関健診	【健診項目】 特定健康診査、基本健康診査、子宮頸がん検診、乳がん検診 【対象者・自己負担金】 健診項目により対象者や自己負担金が異なります。 ※特定健康診査と基本健康診査は無料です。
問合せ先	保健福祉課健康づくり推進係（72-5858）

### 【乳幼児の健康診査】

事業の内容	乳幼児を対象とした健康診査が受けられます。 対象となる方には事前に問診票等を送付します。
健診の種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4 か月児健康診査</li> <li>・ 10 か月児健康診査</li> <li>・ 1 歳 6 か月児健康診査</li> <li>・ 2 歳児歯科検診</li> <li>・ 3 歳児健康診査</li> </ul>
負担金	無料
会場・問合せ先	こども未来課 母子健康係（71-1137）

### 【歯周疾患検診】

事業内容	20 歳、30 歳、40 歳、50 歳、60 歳及び 70 歳（各年度、翌年 3 月 31 日現在年齢）を対象に歯と口の健康を維持し、全身の健康を守るため健診による早期発見、予防するための受診ができます。 対象となる方には事前に問診票等をお送りします。
健診の種類	歯周疾患検診
負担金	1,300 円。※70 歳のみ無料。
問い合わせ先	保健福祉課健康づくり推進係（72-5858）

### 【後期高齢者の歯科検診】

事業内容	76歳、81歳、86歳（各年度、翌年3月31日現在年齢）を対象に口腔機能の維持・向上、全身疾患の予防等につなげるための受診ができます。対象となる方には事前に問診票等をお送りします。
健診の種類	後期高齢者の歯科検診
負担金	無料
問い合わせ先	保健福祉課健康づくり推進係（72-5858）

### ●健康教室・健康相談

#### 【ファットレスクラブ】

事業の内容	健康づくりのための運動教室
対象となる方	運動習慣を身につけたい80歳未満の方
参加料	無料
問合せ先	保健福祉課健康づくり推進係（72-5858）

#### 【こころの健康相談】

事業の内容	こころの相談 5月15日(金)、7月17日(金)、9月18日(金)、11月27日(金)、 1月22(金)、3月19日(金)
対象となる方	心身の不調や、家族や仕事のことで不安や悩みがある方
参加料	無料 ※完全予約制
問合せ先	保健福祉課健康づくり推進係（72-5858）

#### 【食事相談】

事業の内容	食生活相談 4月22日(水)、5月27日(水)、6月24日(水)、 7月29日(水)、9月30日(水)、10月28日(水)、 11月25日(水)、12月23日(水)、1月27日(水) 2月17日(水)、3月24日(水)
対象となる方	普段の食生活が気になる方
参加料	無料 ※予約制 ①10時～・②13時30～のどちらか
問合せ先	保健福祉課健康づくり推進係（72-5858）

### 【高齢者いきいき事業】

事業の内容	高齢者を対象とした保健師等による健康相談、健康講話など
対象となる方	65歳以上で健康増進に関心のあるグループ・団体など
参加料	無料
問合せ先	保健福祉課健康づくり推進係（72-5858）

### 【肝炎ウイルス検診陽性者フォローアップ事業】

事業の内容	町集団健診の肝炎ウイルス検査を実施し陽性となった方に対し、ウイルス性肝炎の説明や医療機関受診勧奨等の支援を行います。
対象となる方	町集団検診の肝炎ウイルス検査の陽性者
参加資格	町肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業参加同意者
問合せ先	保健福祉課健康づくり推進係（72-5858）

### ●アピアランスケア(がん患者医療用補正具購入費補助)事業

対象となる方	①本町に住民票を有する方
対象となる補正具	①ウィッグ本体(付属品・ケア用品は対象外)：上限30,000円 ②乳房補正具(左・右)、補正下着、シリコンパッド等：左右それぞれ上限額20,000円
助成の方法	助成交付申請書兼請求書(ほか必要書類の添付があります。以下にお問い合わせください。
問合せ先	保健福祉課健康づくり推進係（72-5858）